

警察官以外の警察職員に対する被服の貸与に関する訓令

[最終改正 平成26. 12. 26 京都府警察本部訓令第24号]

(目的)

第1条 この訓令は、警察官以外の警察職員（以下「職員」という。）に貸与する被服の制式及び貸与等について必要な事項を定めることを目的とする。

(被服を貸与する職種、貸与品の品目等)

第2条 被服を貸与する職種並びに貸与する被服の品目、制式、員数及び貸与期間は、別表のとおりとする。ただし、警察本部長は、特別の理由がある場合には、貸与の品目又は員数を変更し、若しくは増減し、又は貸与期間を伸縮することができる。

(被服の貸与)

第3条 前条の被服は、現品をもつて貸与するものとする。

(被服の返納)

第4条 被服の貸与を受けた職員は、退職、休職、配置換え等によりその業務を離れたときは、被服をすみやかに返納しなければならない。

(貸与被服の支給)

第5条 貸与期間を満了した被服は、これを被貸与者に支給することができる。

(貸与被服の着用)

第6条 被服の貸与を受けた職員は、勤務時間中その被服を着用しなければならない。ただし、所属長が承認した場合は、この限りでない。

(貸与被服の管理および取扱い)

第7条 貸与品は、常に清潔にし、汚損または紛失しないよう良好な状態で管理するとともに、転貸その他の処分をしてはならない。

(貸与被服の再貸与および弁償)

第8条 貸与期間の満了しない被服を滅失またはき損したときは、再貸与することができる。ただし、その滅失またはき損が本人の故意または重大な過失による場合には、その者は、滅失またはき損した被服の相当代価を弁償しなければならない。

(共用被服)

第9条 所属長は、職務上必要があると認めるときは、第2条に規定する貸与品以外の被服を備え付け、職員に共用させることができる。

附 則

1 この訓令は、昭和36年7月7日から施行する。

(別表省略)